

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年5月14日
【会社名】	明治機械株式会社
【英訳名】	Meiji Machine Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中尾 俊哉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田多町二丁目2番地22
【電話番号】	03 - 5295 - 3511 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部課長 竹内 慎和
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田多町二丁目2番地22
【電話番号】	03 - 5295 - 3511 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部課長 竹内 慎和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

工事損失引当金繰入額及び特別損失（工事遅延損害金、貸倒引当金繰入額、棚卸資産評価損）の計上について

### (1) 当該事象の発生日

2021年5月13日（取締役会決議日）

### (2) 当該事象の内容

工事損失引当金繰入額〔売上原価〕

当社の大型プラント工事案件において、当初の見積りに対し、多くの経済環境の変化に伴い鉄鋼価格など建設資材の大幅な高騰により再積算し工事原価増が見込まれた為、損失見込額318百万円を工事損失引当金繰入額として売上原価に計上いたします。

工事遅延損害金の計上〔特別損失〕

当社の大型プラント工事案件において、契約書内容の見直し調査を実施しました結果、当初契約の工期遅れに伴う遅延損害金が発生することとなり、この件について顧客と金額面の交渉を進めた結果、工事遅延損害金126百万円を特別損失に計上いたします。

貸倒引当金繰入額の計上〔特別損失〕

当社の太陽光発電事業において、個別の長期未収債権等に対して、保全状況を調査した結果、保全が不十分であり、これを踏まえた当該債権の回収可能性を考慮しました結果、保守的な観点から貸倒引当金繰入額319百万円を特別損失に計上いたします。

棚卸資産評価損の計上〔特別損失〕

当社の太陽光発電事業のディベロップ投資案件に係る履行が長期に滞っている債権（前渡金）について、回収可能性等を再検討いたしました結果、保守的に棚卸資産評価損178百万円を特別損失に計上いたします。

### (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

<個別>

工事損失引当金繰入額	318百万円
工事遅延損害金	126百万円
貸倒引当金繰入額	319百万円
棚卸資産評価損	178百万円

<連結>

上記個別影響額と同額であります。

以 上